

裾野警察署管内防犯協会
裾野市平松620番地の1
生 活 安 全 課 内
055-955-7645

SUNRISE



第76号
令和8年9月発行
裾野警察署管内
防犯協会

【令和8年熊本地震関連】

義援金詐欺にご注意!



過去の震災時には、社会団体や公的機関を名乗り、義援金をだまし取ろうとする詐欺事案が発生しています。詐欺は、電話・直接訪問・メール・SNS等を用いた様々な手口を通じて行われることが懸念されます。

詐欺が疑われる具体的な事例

- ・災害の際の義援金をお願いしたいと訪問された。
- ・「〇〇市役所からです。義援金を募っています。後から職員が訪問します」と電話があった。
- ・災害復興支援団体を名乗り「災害で苦しんでいる人に義援金をお願いします」とのメールが届いた。
- ・「被災地支援のために特産品を代引配達で送るので協力してほしい」と電話があった。



被害に遭わないために

- ・義援金の振込みの前に、振込先がテレビ・新聞等で公表している口座番号・名義情報と同一であることを確認するなど、真正な団体によるものなのか、また信用できる団体や個人であるか十分に確認してください。
- ・公的機関が各家庭を訪問したり電話をかけて義援金を求めることは考えられません。当該公的機関に確認しましょう。



不審に思ったら、ご相談ください!

消費生活センター(消費者ホットライン) ☎188番
警察相談専用電話 ☎#9110番
裾野警察署 ☎055-995-0110番



生活道路※における自動車の 法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60 km/h → 30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです ▼

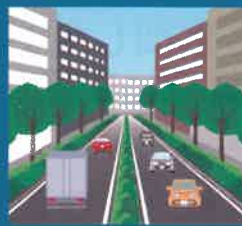
1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線
車道並びにこれに接する加速
車線及び減速車線以外のもの

4

自動車専用道路



◆道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている生活道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

◆決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。

警察庁・都道府県警察